

Q&A カリキュラム制(単位制)全般

Q1-1 救急科プログラム制における「基幹施設」、または「連携施設」における研修のみを研修期間として認めるとのことですが、A病院について、Bプログラムでは連携施設、Cプログラムでは関連施設で登録されています。この場合はどうなるのでしょうか。

⇒連携施設の扱いとなり、研修期間として認められます。

Q1-2 研修期間の算出について、暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とするとありますが、5月2日から6月29日までの勤務は、どうなるのでしょうか。

⇒その月の1日から末日をもって「1か月」としますので、5月2日から6月29日までの勤務は研修期間として算出できません。ただし、勤務が連続していれば、施設は異動していてもよいので、4月1日～5月1日に基幹施設のA病院、5月2日～6月29日に連携施設のB病院、6月30日～7月31日まで基幹施設のA病院と勤務が連続していれば、研修期間に算出できます。

Q1-3 日本救急医学会の会員である期間のみを、研修期間として認めるとありますが、4月からカリキュラム制(単位制)で研修を開始していたのに、入会が5月になってしまいました。4月分は認められないのでしょうか。

⇒カリキュラム制(単位制)での研修を許可する時点で、入会のご案内をいたしますので、案内通りにお手続きいただければ、研修開始時には会員となっているはずですが、もし、うっかり入会が遅れてしまった場合でも、日本救急医学会の会計年度が1月～12月であることから、入会月のある年は会員であったという扱いになりますので、5月の入会になってしまったため、4月分の研修期間が認められないということはありません。ただし、年をまたいで翌1月の入会となった場合には、前年の研修期間は認められなくなりますのでご注意ください。

Q1-4 研修期間「フルタイム」の定義に「週31時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること」とありますが、基幹施設である大学病院に週40時間勤務していても、雇用形式上は非常勤の扱いの場合は、認められないのでしょうか。

⇒雇用形態が非常勤、嘱託であっても実質常勤とみなせる勤務（例：『健康保険、雇用者保険、年金』等の社会保険を加入している、病院管理者が勤務証明をする）の場合、救急科の研修においては、その勤務施設の職員として扱います。

Q1-5 研修期間の算出について「職員として所属している「基幹施設」、または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間」は、「原則として、勤務している時間として算出しない」とありますが、夜勤はどうでしょうか。

⇒交代制勤務における夜勤や休日勤務は、勤務している時間として算出できます。

Q1-6 研修期間の算出について「主として勤務している 1 施設での勤務時間。同一期間に複数施設に勤務している場合でも時間の合算はできない」とありますが、週 4 日 A 病院（連携施設）、週 1 日 B 病院（基幹施設）に勤務している場合 B 病院は研修期間に算出されないのでしょうか。

⇒はい。期間重複で複数の施設の勤務時間を合算することはできません。ただ、B 病院は基幹施設ですので、経験症例については登録することが可能です。